

道路占有システムによる電子申請について

1. 電子申請の優れている点

申込書、許可書受取の都度、道路管理者の窓口まで往復することが不要となるばかりではなく、24時間提出も可能となります。

注意：定期メンテナンス（毎週水曜日及び金曜日の19：00～24：00の間）及び年末年始（平成26年度は、平成26年12月26日（金）19：00～平成27年1月5日（月）8：30の間）は、利用を停止させていただきます。システム利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします（平成26年12月22日現在）。

申請データの保存、再利用の促進により、同種申請における申請書作成が容易になりました。

○『公益物件の占有』を電子申請したい場合

[道路占有許可電子申請システム](https://www.doro-senyo.go.jp/top/top.html) <https://www.doro-senyo.go.jp/top/top.html>

※「公益物件の占有」については、書面での申請も可能ですが、出来るだけ電子申請をご利用頂こうご協力願います。

○『一般物件の占有』を電子申請したい場合

工事中※「一般物件の占有」については、当面の間従来通り書面での申請をお願いします。

2. 申請者の皆様にとってのメリット

- ・ 帳票類はPDF形式で作成されます。また、集統計系の帳票については、CSV形式ファイルの作成も可能であるため独自の集計を行えます。このため、印刷による紙の消費を最小限にできるため経費削減となります。
- ・ PDF閲覧ソフト：Acrobat Reader等
- ・ CSV編集ソフト：Excel等
- ・ WEBブラウザ画面だけで、申請・届出書類の入力と送信が行えます。
- ・ 位置図の作成と添付を簡便化する地図作成機能を備えています（数値地図を購入しなくて済みます。）
- ・ 添付可能なファイル形式が多様で、1ファイル当たり2MBまでのものが計10ファイル添付可能です。
- ・ 入力画面が2種類用意されています。申請書類のレイアウト上に入力する方法（帳票入力）と、システムの誘導に従い入力する方法（ウィザード入力）です。

2. 対象物件

道路法第32条第1項第1号及び第2号に掲げるもののうち、以下の工作物及び物件、一般占有物件が対象となります。

- ・ 電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物
- ・ 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

- ・日よけ、看板、足場その他これらに類する物件

3. 対象道路

全国の直轄国道が対象になります。

注意：東京23特別区及び以下の11政令指定都市域内の国道を除きます。

- ・札幌市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

4. 対象業務範囲

道路占用許可申請から工事完了のうち、道路管理者内の申請手続きを除いた範囲が対象になります。

5. 対象となる申請業務

直轄国道における以下の物件の道路占用許可申請手続(新規、変更、更新)に関する一連の業務が対象になります。

- ・電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、その他これらに類する工作物
- ・水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件等
- ・日よけ、看板、足場その他これらに類する物件

6. 可能となる業務

占用許可申請書及び添付書類の作成・提出ができます。

注意：添付書類については、メール送信の他、(1)別途送付(2)事前協議時に渡すことができます。

以下の届出書の作成・提出ができます。

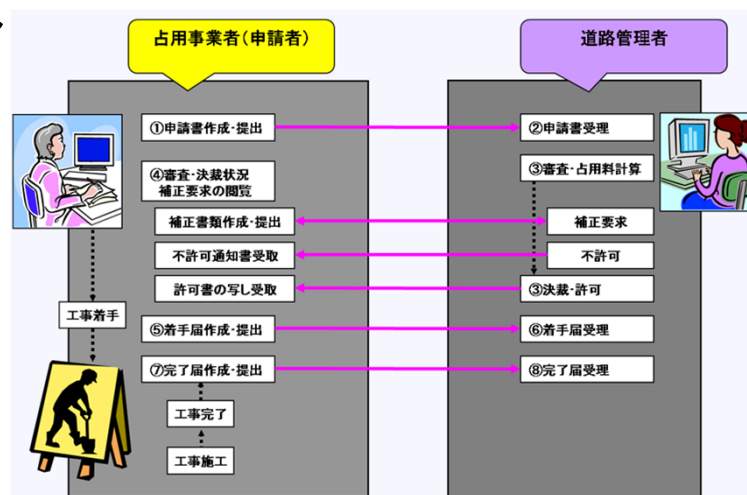
- ・廃止 ・一般承継 ・名称変更 ・住所変更 ・物件の保守 ・占用物件の軽易な変更
- ・着手届 ・完了届

道路管理者側の審査状況・決裁状況・補正要求の有無等の進捗状況が確認ができます。

許可書の写しがダウンロードにより取得できます。

補正要求に対する回答の提出ができます。

7. 電子申請の流れ



ご利用開始までの準備について

1. パソコン等の機器とインターネット接続環境の整備

本システムをご利用いただくためには、下記周辺機器が必要です。

パソコン

(メモリやハードディスクが操作環境に影響を及ぼさない以上の速度や容量が必要です。)

プリンタ又は複合機 (印刷する場合に必要です。)

イメージスキャナ又は複合機 (紙媒体を電子媒体に変換する際に必要です。)

本システムをご利用いただくためには、下記環境が必要です。

OS Windows Vista、Windows 7

WWWブラウザ Internet Explorer 7.x

Internet Explorer 8.x

FireFox 3.x

注意：WindowsXPについては、開発元社によるサポート及びセキュリティポンププログラム等の提供が終了しました。セキュリティに係る修正パッチ等が提供されなくなることで、ウイルスやスパイウェアなどに感染する可能性が高まり、セキュリティの確保が困難となってまいります。ついでには、本システムの利用環境として想定する端末のOSからWindowsXPを対象外とし、あわせて、Internet Explorer6も想定ブラウザの対象外になっています。(Internet Explorer6はWindowsXP以前のOSで動作) (平成26年4月10日現在)。

PDF閲覧ソフト Adobe Acrobat Reader 4.0以上

JavaScript 利用できること

インターネット接続環境

2. 利用可能な添付図書の形式

本システムで利用できる添付図書の形式は以下の通りです。

PDFファイル PDF

画像ファイル JPEG, JPG, PNG, TIFF, TIF, GIF, BMP

ワードファイル DOC, DOCX

エクセルファイル XLS, XLSX

CADファイル DXF, SXF

一太郎ファイル JTD

圧縮ファイル LZH

注意：赤文字のファイルは、クライアントにインストールされた個々のプログラムを立ち上げ、印刷する方法です。ファイルを参照するためには、対応ソフトが操作端末に別途インストールされている必要があります。

注意：青文字のファイルは、平成25年3月23日より利用可能となった形式です。

Microsoft、Windows、InternetExplorer、Windows Vista 及び Windows 7は、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。

Adobe、Adobe ロゴ、Acrobat、Adobe PDF ロゴ、Distiller 及び Reader は Adobe Systems Incorporated（アドビ システムズ社）の米国並びに他の国における商標又は登録商標です。

Firefox、Firefox ロゴは、米国 Mozilla Foundation の米国及びその他の国における商標又は登録商標です。その他記載されている会社名、製品名等は、該当する各社の商標又は登録商標です。

3. 利用者IDとパスワードの入手及び占有者情報の変更

本システムを利用するためには、利用者IDとパスワードが必要です。

利用者IDとパスワードを得るには、利用申込書及び事業免許証（コピー）の提出をお願いいたします。

また、登録済みの占有者情報に変更等がある場合には登録内容変更届の提出をお願いいたします。

（1）利用申込

本システムを利用するための、利用者IDとパスワードを発行いたします。

（ア）必要な書類

- ・利用申込書（様式-1）

<https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/youshiki-1.doc>

- ・利用申込書（様式-2）

<https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/youshiki-2.doc>

- ・事業免許証のコピー（電力会社・地方公共団体を除く）

注意：利用申込書（様式-2）の記入例は <https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/youshiki-ex.pdf> を参照してください。

（イ）送付方法

- ・郵送のみ（宅配便等も含む）

（ウ）送付先

〒135-8671

東京都江東区豊洲3-3-9 豊洲センタービルアネックス17階
道路占用システム受付センター宛

（エ）登録結果の折り返し方法

- ・郵送又はメール（利用申込書内に記入欄がございます。）

（2）登録内容変更等

登録内容の変更、ID再発行、システムの利用を中止する場合に送付をお願いいたします。

(ア) 必要な書類

- ・登録内容変更届 (様式-3)

<https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/henkou.doc>

(イ) 送付方法

- ・郵送、メール、FAXのいずれでも可

(ウ) 送付先

〒135-8671

東京都江東区豊洲3-3-9 豊洲センタービルアネックス17階

道路占用システム受付センター宛

Email : doro-senyo@kits.nttdata.co.jp

FAX番号 : 03-3532-0891

(エ) 登録結果の折り返し方法

- ・郵送、メール、電話のいずれか (登録内容変更届内に記入欄がございます。)

操作体験ソフトについて

システム利用者のシステム操作への理解や習熟度を高めていただくことを目的として、「操作体験ソフト」を作成しました。

下記よりダウンロードができます（平成24年12月5日現在）。

https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/sousa_taiken_soft_shinseisha.lzh

利用環境に係わる注意事項について

1. “環境依存文字 (unicode)” の入力制限

Windows7に搭載されている“環境依存文字 (unicode)” は、本システムへの登録が行えませんのでご注意ください。

かな漢字変換候補に“環境依存文字 (unicode)” と表示される文字が該当します。

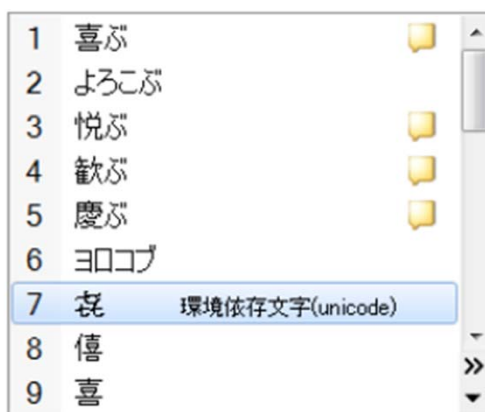


図1-1 変換候補に“環境依存文字 (unicode)” と表示される例

新字体対応フォントセットJIS2004が搭載、もしくは適用されている場合は、Windows7に限らず“環境依存文字 (unicode)” が変換候補に表示されます。

システムの画面の入力内容に環境依存文字が含まれる場合は、その旨のエラーメッセージを表示し、再入力を促します、環境依存文字を含まないよう入力内容を修正してください。

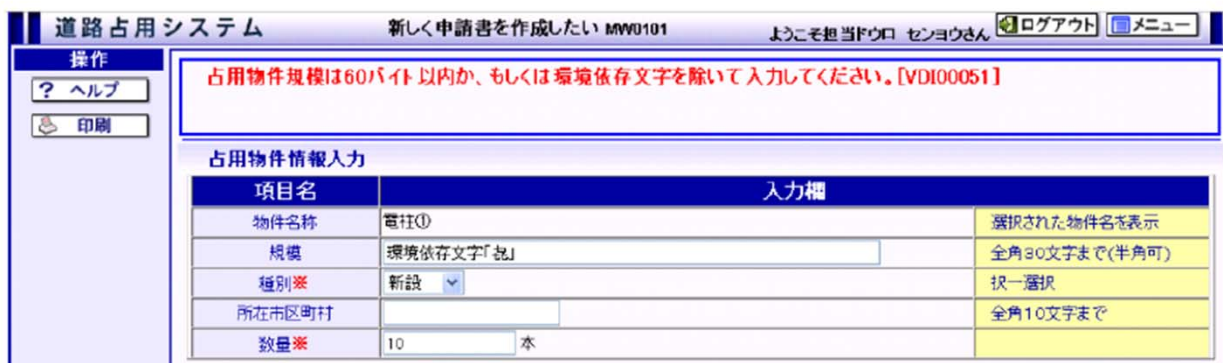


図1-2 エラーメッセージの表示例

2. ブラウザの利用制限

本システムでは、画面の表示崩れやシステムエラーが発生する場合があります。そのため、ブラウザを利用する上での制限があります。

①複数ウィンドウによる操作は行わないでください（全てのブラウザが対象）

1台のPC上で同時に複数のウィンドウを起動（例えばInternet Explorerを複数起動）して、それぞれのウィンドウを利用してシステムを同時に操作することは行わないでください。

（印刷画面やヘルプ画面など、システム内の機能で自動起動するウィンドウは除きます。）

②複数タブによる操作は行わないでください（Internet Explorer 7、Internet Explorer 8、Firefox 3.6が対象）

タブブラウザ機能を用いて、本システムを複数起動することは行わないでください。

手でブラウザのタブ設定を変更された場合、システム利用中に複数タブが起動し、画面によってレイアウトが崩れる場合やシステムで使用できないブラウザの〈進む〉 / 〈戻る〉ボタンが表示されるなどの現象が発生します。

その場合は、ブラウザのメニューの「ツール」－「インターネットオプション」で表示される画面の「タブ設定」にて、「常に新しいウィンドウでポップアップを開く（W）」を選択した上で本システムの使用をお願いします。（手順①～③を実施）

なお、初期設定は「常に新しいウィンドウでポップアップを開く（W）」が選択されています。

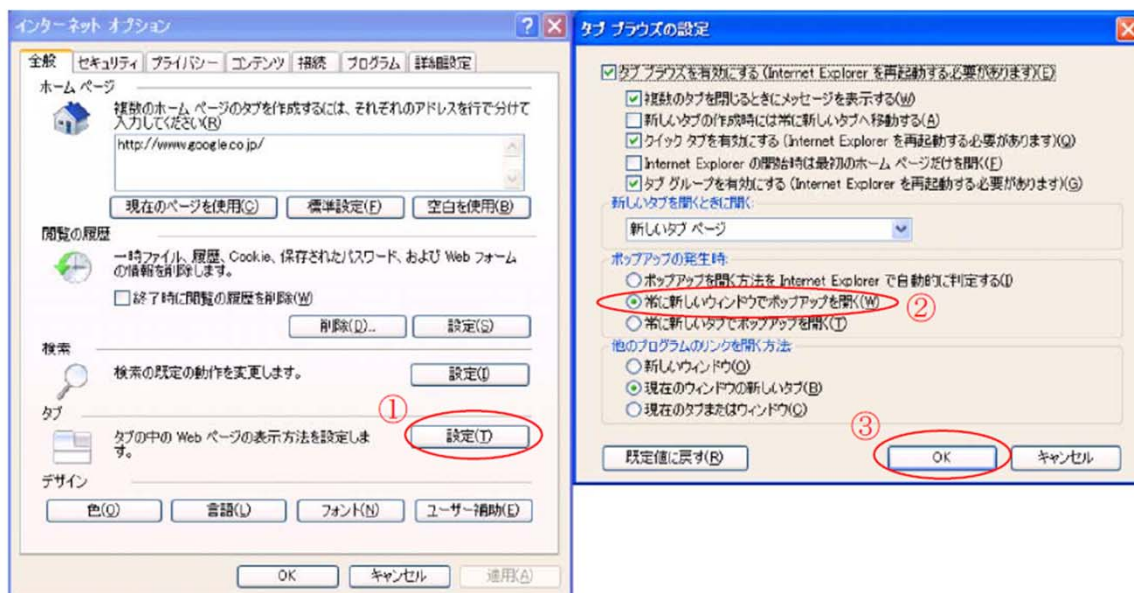


図1-3 タブブラウザの設定画面 (Internet Explorer 8 の場合)

- ③ブラウザの〈進む〉 / 〈戻る〉 ボタンによる操作は行わないでください
(全てのブラウザが対象)

画面の遷移にはページ内のボタンを利用してください。

- ④自動クラッシュの回復機能は利用できません (Internet Explorer 8が対象)

Internet Explorer 8には自動クラッシュの回復機能が存在します。ブラウザに対する何らかの理由により Internet Explorer の閲覧セッションが強制的にシャットダウンされ、自動で回復する機能です。

本システム利用中に自動回復機能が用いられたとしても、システムの利用を再開することはできませんので、再度ログインから実施して操作をやり直してください。

システムの操作方法について

1. 申請書の作成・提出

- ①申請者はインターネットを通じて道路占用システムにアクセスし、ID、パスワードの入力など必要な認証処理を行い、ログインを行います。
- ②システムログイン後、メインメニューの「申請書・届出書作成」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「申請書作成」の項目を選択します。申請書作成画面が表示されます。
- ③申請書作成画面では、基本情報、申請書情報の入力と、添付図書ファイルの指定等を行い、申請書ファイル群を作成します。
- ④申込書作成画面の送信確認ページで送信を選択すると、申請書の提出が行われます。インターネットを通じた通信途上では、暗号化通信により、第三者による盗聴防止、改ざん防止といったセキュリティが確保されます。

2. 審査状況の確認

- ①審査状況の確認を行うには、システムログイン後、メインメニューの「審査状況参照」の項目を選択します。審査状況参照画面が表示されます。
- ②審査状況参照画面では、現在の審査状況を確認することができます。画面右にある「参照」の項目では、申請書、許可書、着手届など各種書類を閲覧することができます。

3. 補正要求の閲覧と回答

- ①補正要求の閲覧を行うには、システムログイン後、メインメニューの「提出内容の参照・編集」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「補正回答」の項目を選択します。補正回答画面が表示されます。
- ②補正回答画面で任意の項目を選択し、補正開始ボタンを押下することで、補正開始（着手届）画面が表示されます。補正要求の内容を閲覧し、補正回答を行う。

4. 着手届作成・提出

- ①着手届の作成は、申請提出後、「許可済」となったデータのうち、着手届、完了届の提出が必要なデータに対して行います。
- ②着手届の作成を行うには、システムログイン後、メインメニューの「提出内容の参照・編集」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「着手届作成」の項目を選択します。着手届作成画面が表示されます。必要事項を入力し、提出を行います。

5. 取下届作成・提出

- ①着手届の作成を行うには、システムログイン後、メインメニューの「提出

- 内容の参照・編集」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「取下届作成」の項目を選択します。取下届作成画面が表示されます。
- ②取下届作成画面で任意の項目を選択し、取下届作成ボタンを押下すると、取下届作成画面で取下情報の入力を行うことができます。必要事項を入力し、提出を行います。

6. 完了届作成・提出

- ①完了届の作成は、着手届の提出を行った際、道路管理者の確認が行われたデータに対して行います。
- ②完了届の作成を行うには、システムログイン後、メインメニューの「提出内容の参照・編集」の項目を選択します。選択後、サブメニューに表示された「完了届作成」の項目を選択します。完了届作成画面が表示されます。
- ③完了届作成画面で任意の項目を選択し、完了届作成ボタンを押下すると、完了届作成画面で完了情報の入力を行うことができます。必要事項を入力し、提出を行います。

7 道路占用システム操作マニュアルの入手方法

より詳細なマニュアルは、ログイン後に表示されるメニュー画面の「ヘルプ」ボタンを選択してダウンロードできます。

よくあるご質問について

1. 利用申し込みについて

1) IDとパスワードについて

- Q1 利用申し込みを行う事業者単位を教えてください。
A1 占用料納入告知書を受け取る事業所単位でお申し込みください。
- Q2 同一事業者で複数のID・パスワードを利用した場合、事業者全体の申請データを閲覧することができますか。
A2 事業者コードが同じであれば同一の申請データ（進捗管理簿）が閲覧できます。
- Q3 同一事業者で複数のID・パスワードを取得したいのですが、申込方法を教えてください。
A3 必要数分の利用申込書を郵送（宅配便等も含む）してください。なお、2枚目以降記入が必要となるのは、「システムを利用される担当者」の各項目となります。
- Q4 利用申込書を郵送（宅配便等も含む）してからID・パスワードが届くまでの期間を教えてください。
A4 利用申し込みを受け付けてから約2週間かかります。

2) 利用申込書について

- Q1 システムを利用される担当者の項目について、役職・部署等で記入してもよいですか。
A1 役職・部署名での登録も可能です。
- Q2 利用申込書の送付先を教えてください。
A2 利用申込書の送付先
〒135-8671
東京都江東区豊洲3-3-9 豊洲センタービルアネックス17階
道路占用システム受付センター

3) 事業免許について

- Q1 利用申し込みに必要な書類を教えてください。
A1 下記の書類を道路占用システム受付センターまで郵送（宅配便等も含む）してください。
・電力会社、地方公共団体の場合
利用申込書（事業所欄に公印を捺印したもの）
・上記以外の場合
利用申込書（事業所欄に公印を捺印したもの）及び事業免許証のコピー（但し、既にIDを取得されている事業者様におかれましては、

新たにIDの申込をする際の事業免許証のコピーは不要です。)

4) 変更手続きについて

Q1 利用申込書に記入した内容に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか。

A1 「登録内容変更届」をホームページ(下記)からダウンロードし、変更内容をご記入の上、道路占用システム受付センターまで郵送(宅配便等も含む)してください。

<https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/henkou.doc>

2. ご利用の準備について

1) 費用について

Q1 システムの利用にあたって、利用者への金銭的な負担は発生しますか。

A1 システムの利用にあたっての費用負担はありません。パソコンやインターネット接続環境の準備などには、個別に費用が発生します。

2) 利用環境について

Q1 利用環境としてどのようなものが必要になりますか。

A1 本紙3ページの「1. パソコン等の機器とインターネット接続環境の整備」及び「2. 利用可能な添付図書の形式」又は、下記より参照してください。

<https://www.doro-senyo.go.jp/top/prepare.html>

Q2 インターネットサービスプロバイダ(ISP)の指定はありますか。

A2 特に指定はありません。

Q3 道路占用システム操作マニュアルの入手方法を教えてください。

A3 本紙5ページの「システムの操作について」又は、下記より参照してください。

https://www.doro-senyo.go.jp/top/pdf/manual_d.pdf

より詳細なマニュアルは、ログイン後に表示されるメニュー画面の「ヘルプ」ボタンを選択してダウンロードできます。

3. 問い合わせについて

1) ヘルプデスクについて

Q1 道路占用システムのシステム利用に関する問い合わせ先を教えてください。

A1 道路占用システム受付センター

電話番号：050-5545-6289、050-5545-7389

FAX番号：03-3532-0891

受付時間：平日9時～18時

Email：doro-senyo@kits.nttdata.co.jp

〒135-8671

東京都江東区豊洲3-3-9 豊洲センタービルアネックス17階

道路占用システム受付センター

Q2 道路占用許可申請業務に関する問い合わせ先を教えてください。

A2 下記各道路管理者にお問い合わせください。

国土交通省

●東北地方整備局	路政課	電話：022-225-2171（代表）
関東地方整備局	路政課	電話：048-601-3151（代表）
北陸地方整備局	路政課	電話：025-280-8880（代表）
中部地方整備局	路政課	電話：052-953-8166（道路部）
近畿地方整備局	路政課	電話：06-6942-1141（代表）
中国地方整備局	路政課	電話：082-221-9231（代表）
四国地方整備局	路政課	電話：087-851-8061（代表）
九州地方整備局	路政課	電話：092-471-6331（代表）
北海道開発局	建設行政課	電話：011-709-2311（代表）

内閣府

沖縄総合事務局 建設行政課 電話：022-225-2171（開発建設部）

●東北地方整備局管内

◆青森県

事務所	出張所	住所	TEL
青森河川国道事務所	■十和田国道維持出張所	034-0001 十和田市大字三本木字北平147-475	(0176)23-7138
	■青森国道維持出張所	038-0003 青森市大字石江字江渡83-1	(017)766-3211
	■弘前国道維持出張所	036-8093 弘前市大字城東中央五丁目6-10	(0172)28-1315
	■八戸国道出張所	039-1164 八戸市下長一丁目5-4	(0178)28-1613

◆岩手県

事務所	出張所	住所	TEL
岩手河川国道事務所	■盛岡国道維持出張所	020-0837 盛岡市津志田町一丁目5-15	(019)636-0018
	■二戸国道維持出張所	028-6103 二戸市石切所字荒瀬72-1	(0195)23-3366
	■水沢国道維持出張所	023-0003 水沢市佐倉河字車堂79	(0197)24-2187
	■盛岡西国道維持出張所	020-0151 岩手郡滝沢村大釜字小屋敷8-7	(019)687-5888
三陸国道事務所	■宮古維持出張所	027-0095 宮古市佐原3-21-4	(0193)62-5077
	■久慈維持出張所	028-0051 久慈市川崎町16-35	(0194)53-2790
	■釜石維持出張所	026-0001 釜石市大字平田 第3地割61-72	(0193)26-5014
	■大船渡維持出張所	022-0006 大船渡市立根町 字中野27	(0192)26-5356

◆宮城県

事務所	出張所	住所	TEL
仙台海川国道事務所	■仙台東国道維持出張所	982-0003 仙台市太白区郡山字源兵衛東63	(022)246-4151
	■気仙沼国道維持出張所	〒988-0121 宮城県気仙沼市松崎萱33-10	(0226)27-2705
	■石巻国道維持出張所	986-0861 石巻市蛇田字新谷地前116	(0225)95-5237
	■岩沼国道維持出張所	989-2426 岩沼市末広一丁目6-24	(0223)22-3039
	■古川国道維持出張所	989-6145 古川市北稲葉二丁目6-33	(0229)22-1421
	■仙台西国道維持出張所	982-0261 仙台市青葉区折立一丁目1-3	(022)226-1493
	■鳴子国道維持出張所	989-6711 玉造郡鳴子町大口字石ノ梅111-1	(0229)84-7574

◆秋田県

事務所	出張所	住所	TEL
秋田河川国道事務所	■本荘国道維持出張所	015-0011 本荘市石脇字田尻野18	(0184)22-8558
	■秋田国道維持出張所	010-0816 秋田市泉字登木73-3	(018)862-2276
	■角館国道維持出張所	014-0347 仙北郡角館町小勝田字中川原116-11	(0187)54-3181
湯沢河川国道事務所	■大曲国道維持出張所	014-0067 大曲市飯田字大道端128	(0187)63-2157
	■湯沢国道維持出張所	012-0855 湯沢市愛宕町五丁目1-3	(0183)72-1661
能代河川国道事務所	■大館国道出張所	017-0864 大館市根下戸新町1-68	(0186)49-0321
	■能代国道維持出張所	016-0121 能代市鱒瀬家の下19	(0185)58-2260

◆山形県

事務所	出張所	住所	TEL
山形河川国道事務所	■新庄国道維持出張所	996-0041 新庄市鳥越字舟田608-2	(0233)22-1581
	■米沢国道維持出張所	992-0011 米沢市中田町260-2	(0238)37-5300
	■尾花沢国道維持出張所	999-4221 尾花沢市尾花沢宇田町143-1	(0237)23-2521
	■山形国道維持出張所	990-2331 山形市飯田西五丁目6-4	(023)641-2090
	■寒河江国道維持出張所	991-0003 寒河江市大字西根字下川原58-1	(0237)84-3191
酒田河川国道事務所	■酒田国道維持出張所	998-0005 酒田市大字宮海字新林	(0234)34-2331
	■鶴岡国道維持出張所	997-0043 鶴岡市東新斎町11-15	(0235)22-4738
	■月山国道維持出張所	997-0311 東田川郡櫛引町大字板井川字宮ノ下325-1	(0235)57-5011

◆福島県

事務所	出張所	住所	TEL
福島河川国道事務所	■福島国道維持出張所	960-8153 福島市黒岩字浅井11	(024)546-0524
	■栗子国道維持出張所	992-1331 米沢市板谷字鎌沢529-20	(0238)34-2221
郡山国道事務所	■郡山維持出張所	963-8071 郡山市富久山町久保田字大原3	(024)932-4486
	■会津若松出張所	965-0052 会津若松市北町大字始字北台105	(0242)23-1241
磐城国道事務所	■平維持出張所	970-8033 いわき市自由ヶ丘62-26	(0246)28-0644
	■原町維持出張所	975-0038 原町市日の出町289	(0244)22-2530

